公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十九年十月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百六十七号

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）別表第八号の規定に基づき、この政令を制定する。

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

本則に次の二号を加える。

四百四十六　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）

四百四十七　民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第百一号）

附　則

この政令は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）の施行の日（平成二十九年十一月一日）から施行する。ただし、本則に二号を加える改正規定（第四百四十七号に係る部分に限る。）は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第百一号）（第五十一条及び第五十二条第一項の規定を除く。）の施行の日（平成三十年一月一日）から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

土壌汚染対策法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十九年十月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百六十八号

土壌汚染対策法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、土壌汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十三号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

土壌汚染対策法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成三十年四月一日とする。

環境大臣　中川　雅治

内閣総理大臣　安倍　晋三

土壌汚染対策法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十九年十月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百六十九号

土壌汚染対策法施行令の一部を改正する政令

内閣は、土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第二十二条第三項第二号ホ（同法第二十七条の二第二項及び第二十七条の三第二項において準用する場合を含む。）及びヘ（同法第二十七条の二第二項、第二十七条の三第二項及び第二十七条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

土壌汚染対策法施行令（平成十四年政令第三百三十六号）の一部を次のように改正する。

第八条を第九条とし、第七条を第八条とし、第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

（法第二十二条第三項第二号ホ及びヘの政令で定める使用人）

第六条　法第二十二条第三項第二号ホ（法第二十七条の二第二項及び第二十七条の三第二項において準用する場合を含む。）及びヘ（法第二十七条の二第二項、第二十七条の三第二項及び第二十七条の四第三項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

一　本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）

二　前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する事業所で、汚染土壌（法第十六条第一項に規定する汚染土壌をいう。）の処理の事業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

附　則

（施行期日）

1　この政令は、土壌汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。

（特定都市河川浸水被害対策法施行令の一部改正）

2　特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成十六年政令第百六十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第八号中「第七条第十号」を「第八条第十号」に改める。

（地方自治法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

3　地方自治法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第三十号）の一部を次のように改正する。

附則第十五条中「第八条」を「第九条」に改める。

総務大臣　野田　聖子

国土交通大臣　石井　啓一

環境大臣　中川　雅治

内閣総理大臣　安倍　晋三